

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

激甚災害及び雇用保険の特例措置の指定について
(令和 6 年能登半島地震関係)

本日、「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 6 年政令第 4 号。以下「激甚指定政令」という。）が公布されたことから、下記のとおり、雇用保険の特例の実施に遺漏のないよう特段のご配慮をお願いします。

記

1 激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

激甚指定政令において、令和 6 年能登半島地震による災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚災害法」という。）第 2 条第 1 項の激甚災害として指定され、また、適用されるべき措置として、激甚災害法第 25 条に規定する雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例が指定された。

これにより、2 で定める地域にある適用事業に雇用される労働者が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる特例措置を実施することとなる。

本特例措置の対象者に対する支給等の手続については、「雇用保険業務に関する業務取扱要領」（平成 22 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 4 号）51701-51750 のとおり取り扱うこと。

2 対象地域

本特例措置の対象となる地域は、令和 6 年能登半島地震により災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域であること。

3 特例の期限

本特例措置の実施は、令和 6 年 12 月 31 日までの間であること。

4 施行期日

激甚指定政令は令和6年1月11日に施行し、本特例措置は令和6年1月1日から適用する。

以上